

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント

施設利用規約

Ver. 20221121

第1条(利用規約について)

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント(以下、「当法人」という)が運営管理を行う施設(以下、「本施設」という)のイベント申込み及び利用等にあって、利用者は施設利用規約(以下、「本規約」という)を事前に確認の上、遵守しなくてはならない。

第2条(本施設について)

本施設は以下と定める。

- (1) 江戸桜通り地下歩道(以下、「地下歩道」という)
- (2) 福德の森
- (3) 仲通り/コレド室町1・2の間
- (4) コレド室町1 仲通り側公開空地(以下、「カドチ1・2」という)
- (5) 日本橋三井タワーアトリウム(以下、「アトリウム」という)
- (6) 大屋根広場
- (7) 江戸通りファサード
- (8) エスカレーターピロティ
- (9) 室町3丁目地下歩道
- (10) 地下歩道エントランス

第3条(審査及び承認について)

本施設を利用する場合、以下に記載する内容を遵守し、当法人の定める「広告物掲出ガイドライン」に基づく審査及び関係機関の承認を得たイベントについてのみ開催することが出来る。

- (1) 開催内容については日本橋室町地域の賑わい創出に資するコンテンツを含むものとする。尚、賑わいとは以下と定める。
 1. 日本橋室町地域への幅広い客層の来客増や、街の回遊増を見込め、街全体の活性化に寄与出来ること。
 2. 具体的には、下記のような内容を指す。
 - ・街の魅力や文化などの紹介及び情報発信等
 - ・地元商店、企業、街の賑やかし施設の紹介やコラボレーション及び情報発信の実施等
 - ・来街者の増加、来街機会の創出に寄与するイベントの実施等
- (2) 地下歩道、仲通り、福德の森、大屋根広場については以下のとおり行政機関の承認を得る必要がある点を承諾すること。
 1. 地下歩道及び仲通りについては国家戦略特別区域エリアマネジメントに係る道路法の特例認定の趣旨に則り、中央区及び中央警察署の承認を得た上で開催が認められる。

2. 福德の森については、中央区特別街区運用基準に則り、中央区の承認を得た上で開催が認められる。
3. 大屋根広場については、中央区都市計画空地活用規定及び火災予防条例に則り中央区及び日本橋消防署の承認を得た上で開催が認められる。

第4条（契約について）

当法人の審査（地下歩道・仲通りの場合は中央区・中央警察署、福德の森の場合は中央区、大屋根広場の場合は中央区・日本橋消防署の承認を含む）を得た場合は、利用者は本規約第7条に定める費用の金額について了承の上、当法人が発行する「使用申込書 兼 契約書（以下、「契約書」という）」を提出し、当法人が決定の旨を連絡した時点で契約締結とする。

第5条（利用期間）

- (1) 利用期間とは、本施設においてイベント開催の準備を開始する時間から、イベント終了後に原状回復作業を完了し本施設から退出する時間までの期間をいう。尚、原状回復とは、使用開始前と同じ状態に戻すことをいう。利用者持ち込み什器や備品類は撤去し、当法人の貸出備品類は所定の保管場所へ収納すること。
- (2) 本施設のイベント使用可能時間は、それぞれ下記の通りとする。
 - ・地下歩道、福德の森：10時から21時まで
 - ・カドチ1・2、仲通り：11時から20時まで
 - ・アトリウム、大屋根広場、江戸通りファサード、エスカレーターピロティ、室町3丁目地下歩道、地下歩道エントランス：10時から22時まで尚、福德の森については音出し可能時間を20時までとする。搬入搬出及び設営撤去に関しては、当法人の許可及び本規約に則ることを条件に、使用可能時間以外であっても許可する場合がある。
- (3) 公道である地下歩道及び仲通りの利用期間は、原則、連続して最大3日以内とする。尚、仲通りについては1日毎に原状回復するものとする。

第6条（施設及び設備等の利用について）

- (1) 利用者がイベント開催のために利用することができる範囲は、当法人が予め定めた本施設のイベント占有区画内に限る。
- (2) 本施設の利用にあたっては、当法人指定のイベント指定業者（イベント開催に際して当法人の代行者として利用者に対して本施設等の管理・運営補助を行う者。以下、「指定業者」という）の立ち合いを必須とする。
- (3) 利用可能な施設、設備及び貸出備品等は当法人が事前確認し、利用者は使用方法、利用時間、利用料金及び支払方法、利用期間、その他に関して全て本施設の定めに従うこと。
- (4) 連日開催の場合の夜間残置については当法人の指示に従うものとする。当法人の許可を得て残置する場合は、当法人の指定する警備会社を手配し、利用者の責任によるものとする。規定の警備手配がない場合は作業が出来ない。尚、発火の恐れ及び強風によって飛ぶ可能性がある設備・什器類の夜間残置は禁止とする。

- (5) イベント運営に対する警備については、当法人指定はない。
- (6) 本施設及び本施設周辺における来客の誘導について、利用者は当法人及び指定業者が指示する方法に従って行き、来客及び周辺歩行者に事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮をしなければならない。
- (7) 利用者の責任担当者は利用期間中、当法人関係者からの連絡を受けられる状態にしておくこと。また、利用者による荷物の発送及び受取りは、利用時間内に利用者が責任を持って受取ること。
- (8) 常に善良な管理者の注意をもって本施設を利用し、利用者の顧客及びその他第三者の安全確保に努め、全て自らの責任と費用において運営、必要な全ての事前準備及びイベント終了後の原状回復作業を行う。

第7条（必要な費用）

- (1) 施設利用料金とは、施設調整費、各種行政手数料（第13条1項記載の申請費用に限る）、本施設利用における実費（水光熱費）、指定業者立会費の総額とする。
- (2) 利用者は本施設のうち一部の施設等を利用しない場合でも、利用料の減額を請求することはできない。
- (3) 利用者は施設利用料金を当法人が指定する方法に従って指定口座に支払うものとする。尚、支払いにかかる振込手数料は利用者負担とする。

第8条（キャンセル料）

- (1) 利用契約は利用者より解約の申し入れがあった時に終了する。この場合、当法人はキャンセル料として、施設利用料金の全部又は一部を下記の内容に従い利用者へ請求する。また、この他に当法人が被った損害についても利用者に対し請求することが出来る。
 - 1. 契約成立時から利用開始日 61 日前までのキャンセルのときは施設利用料金の25%。
 - 2. 利用開始日より 60 日前から 15 日前までのキャンセルのときは施設利用料金の50%。
 - 3. 利用開始日より 14 日以内のキャンセルのときは施設利用料金の全額。
 - 4. 利用期間中に契約が終了したときは施設利用料金の全額。
- (2) 利用者による解約によって利用契約が終了した時、当法人は前項で定めたキャンセル料を請求することができる。なお利用者は速やかに振込手続きを行う。

第9条（イベント開催の準備）

- (1) 利用予約申込みは、希望日の6ヶ月前から開始とする。
- (2) 利用にあたって、(別紙1)提出書類チェックリストに掲げるスケジュールを遵守するものとする。提出書類等の遅延がある場合は、希望日での開催は中止されることを承諾すること。提出書類に記載のない事項についてはいかなる理由においても開催を認められない。
- (3) 当日のイベント開始前に、本施設の設備及び貸出備品類の数量・破損等の状況確認を指定業者と実施しなくてはならない。

第10条（イベント終了後の措置）

- (1) 利用者はイベント終了後に本施設の設備及び貸出備品類の数量・破損等の状況を踏まえた確認を指定業者と共に行わなくてはならない。
- (2) 利用者は、利用備品を返却し、本施設の清掃等を行って原状回復を完了させ、申請した利用期間満了の時間までに本施設から退出しなければならない。尚、退出前に、原状回復状況等の最終確認を当法人もしくは指定業者が立会い確認するものとする。
- (3) ゴミは利用者が自ら持ち帰ること。
- (4) 最終確認後であっても、釘その他身体に危険を及ぼす恐れのあるものの残置など原状回復に問題（隠れた問題も含む）があつて、これにより当法人及び指定業者、その他第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

第11条（装飾及び販促物配布等）

- (1) 利用者は本施設を利用するにあたり、周辺環境と調和した美観の維持に努めなければならない。
- (2) イベント時に掲出する装飾・販促物等は、事前に当法人に提出・承認されたもののみ掲出できるものとする。

第12条（撮影及び放映等）

- (1) 利用者は本施設及び近辺にて録画・録音又は撮影（以下、「撮影等」という）をするときは、撮影等の目的、使用する器材について当法人及び指定業者に申し入れ、承諾を得なければならない。
- (2) 利用者は撮影等によって制作した映像もしくは画像（以下、「映像等」という）の放映、放送、配信、出版、製品化など（以下、「放映等」という）を希望する場合、事前にその詳細を当法人に申し入れ、当法人の承諾を得なければならない。映像等を二次使用する場合も同様とする。
- (3) 利用者は映像等の放映等を行う場合、本施設の景観及び広告物の映像に変更、削除その他の改変を加えることはできず、これらの告知の内容及び方法は、利用者と当法人の協議によって定める。
- (4) 利用者は当法人の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権限を譲渡し、又は放映等を許諾することができる。この場合、第三者に本条の定めを厳守させなければならない。
- (5) 利用者はイベント参加者の肖像権及び個人情報等の扱いに留意するものとし、その責任を負うものとする。

第13条（諸官庁への届出）

利用者は本施設を利用するにあたって、法令に定められた事項を利用者の責任と負担において所轄の官庁に届出を行い、担当官庁の指示に従う。この場合、利用者は常に届出内容について事前に当法人の承諾を受け、かつ、担当官庁から受けた指示の内容を直ちに当法人に通知する。尚、万が一、届出不備のため利用不可能となった場合、当法人は一切責任を負わない。

- (1) 地下歩道及び仲通り利用にあたっての道路使用(占有)申請手続き、福德の森利用にあたっての一時占有申請手続き、大屋根広場利用にあたっての空地活用申請手続きについては当法人が代行するものとする。

第14条（利用権の譲渡禁止）

利用者は利用契約上の地位を第三者に譲渡もしくは転貸できない。

第15条（禁止事項）

利用者は本施設において下記の行為をしてはならず、また、来場者その他第三者に行わせてはならない。尚、下記禁止事項に関する内容については、イベント開催中だけに限らず設営撤収中においても対象とし、当法人及び指定業者は制限及び中止を指示することができる。

- (1) イベント使用可能時間外にイベントを開催すること。
- (2) 楽器の演奏やマイク使用等、近辺及び歩行者に迷惑となる大音量（地下歩道：概ね80デシベル/福德の森：概ね65デシベル/大屋根広場：概ね80デシベル以上）を発するもの。但し、その時々の実施内容により、当法人及び指定業者が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 本施設及び近辺で物品の販売、サンプリング、飲食、勧誘、客引き、募金、撮影、及びちらしその他の宣伝物の配布、掲示、又はこれに類する行為を行うこと。但し、その時々の実施内容により、当法人及び指定業者が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 騒音、振動、異臭を発するなど本施設及び近辺に迷惑となる行為をすること。
- (5) 火気の使用及び調理を行うこと。但し、行政機関の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 食品衛生法に抵触するもの、食品表示ラベル未記載のものを販売すること。
- (7) 本施設及び近辺に危険物を持ち込むこと。
- (8) 指定の場所以外で飲食、喫煙をすること。
- (9) ゴミを放置するなど、本施設及び近辺を不衛生な状態にすること。
- (10) 本施設を汚損破損する恐れのあるイベントを実施すること。但し、養生等を実施することにより、当法人及び指定業者が問題ないと判断した場合のみこの限りではない。但し、養生等を実施したにもかかわらず発生した汚損破損については、利用者が責任をもって原状回復をする。
- (11) 壁、床、器具、植栽、その他本施設及び備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為をすること。また、建物、付帯設備、植栽への釘打ち、画鋲打ち及びガムテープ・セロハンテープを含むすべてのテープ類の使用をすること。但しテープ類に関しては現状復帰が可能な場合はこの限りではない。

- (12) 過剰な動員、及び本施設の指定重量を超えるおそれがある重量物等を設置すること。
- (13) 本施設に付設している広告媒体やサイン類の視認を妨げる什器・広告物を配置すること。
- (14) 避難導線、点字ブロックを塞いだ配置計画で実施すること。但し、誘導スタッフによって適切に歩行者誘導ができる場合はこの限りではない。
- (15) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を持ち込むこと。
- (16) 通行者の快適性及び、心身の健康に支障をきたす演出をすること。
- (17) 暴力行為、無謀行為など自己及び他人に危険を生じさせる行為をすること。
- (18) 暴力団その他反社会的団体並びに、その構成員及び関係者を本施設に入場させること。
- (19) 博打もしくは富くじの販売等、社会通念に逸脱する企画を行うこと。
- (20) 本施設利用者及び関係者等が、本施設利用後に飲酒運転を行うこと。また、未成年、本施設利用後に運転を行う者に飲酒を勧めること。
- (21) 当法人及び当法人の保有する画像・名称・連絡先等を無断で使用すること。
- (22) 福德の森を除く本施設において、当選者のみが参加出来るクローズドイベント等、入場者を限定すること。
- (23) その他、本施設及び近辺で、第三者に迷惑を及ぼす言動及び行為を行うこと、事前に当法人に申請している以外の内容の展開を行うこと。

第16条（施設管理権）

- (1) 利用者の関係者（顧客、イベント参加者等）が本規則の定めに違反、または当法人及び指定業者の注意に従わない場合、当法人及び指定業者は該当者を本施設から退場させることができる。
- (2) 利用者及び利用者の顧客、その他第三者は、本施設において自己の身体及び財産について自らの責任でこれを管理する。当法人及び指定業者は、本施設での盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
- (3) 利用者は前二項の定めについて、関係者や利用者の顧客に周知徹底しなければならない。
- (4) 本施設の設備・機材の故障等により利用者の目的が達成されなかった場合であっても、利用料金の返還以上の損失補償は行わない。

第17条（付保義務）

利用者はイベント開催に関連する万が一の事故等による損害を補償するため、利用者の責任と負担において保険会社との間にイベント保険などの損害保険や傷害保険等を締結すること。尚、当法人が特別に別途保険等への加入が必要と判断する場合は、利用者はその指示に従う。

第18条（当法人及び指定業者の立入権）

- (1) 当法人及び指定業者は、本施設の維持・保安及び管理等のために利用期間内に、いつでも本施設に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は、当法人及び指定業者が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。

- (2) 前項においてイベントの中止を伴う場合の損害について、当法人及び指定業者は一切補償しない。利用者は、当法人及び指定業者に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、利用者の顧客及びその他第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理及び解決するものとする。

第 19 条 (利用者の損害賠償責任)

- (1) 利用者及び利用者の顧客、その他第三者が本施設を利用するに際して諸施設を汚損破損したときは、利用者は、当法人にその旨の申し出を行うと同時に、当法人の指示の元、速やかに原状回復を行うものとする。尚、それによって関連する損害についても、利用者は弁償をするものとする。
- (2) 利用期間中に来場者その他第三者に事故その他の損害が生じたときは、本施設の施設上の問題に起因する場合を除き、利用者は全て自らの責任と費用にて当該来場者らに対し直接損害を賠償し、当法人の指示に従い謝罪広告掲載等の信用回復のための措置をとり、当法人に対し財産上の負担その他一切の迷惑をかけない。
- (3) 利用期間後であっても、釘その他身体に危険を及ぼす恐れのあるものの残置など原状回復に問題（隠れた問題も含む）があつて、これにより当法人及び指定業者、その他第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。
- (4) 前 2 項の場合、当法人が第三者により責任を追及され、また当該第三者に損害賠償を行ったときは、当法人及び指定業者は直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第 20 条 (利用開始前及び開催中の契約解除)

- (1) 利用者が下記各号のいずれかに該当したときは、当法人は利用者に対し何らかの催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができる。この場合、解除の通知を発信したときに利用契約は当然に終了する。
1. 利用申込に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 2. 当法人がイベントの内容について法令又は公序良俗に反すると認めたとき。
 3. 当法人の信用を毀損する行為があつたとき。
 4. 当法人が本施設及び近辺に迷惑を及ぼす恐れがあると判断したとき。
 5. 社会的道徳又は倫理に反する行為があつたとき。
 6. 当法人の運営方針に反する行為があつたとき。
 7. 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 8. 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受けたとき、又は銀行取消処分を受けたとき。
 9. 営業を廃止、又は解散したとき。
 10. 営業停止処分を受けたとき、又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 11. 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。

12. 経営状態が悪化し本契約を継続することが著しく困難であると当法人が判断したとき。
 13. イベントの内容等により当法人及び指定業者、利用者、第三者の間に紛争を生じ、又はその恐れがあるとき。
 14. 利用者が利用契約及び本規約に定める事項を遵守しない場合、又は当法人及び指定業者が指示した事項に従わないとき。
 15. その他、第 15 条（禁止事項）および第 21 条（反社会的勢力の排除）の記載事項に抵触したとき。
- (2) 前項によって利用契約が終了したとき、当法人は利用者に対し、第 8 条に記載のキャンセル料を徴収するほか、当法人及び指定業者等が被った損害賠償を請求できる。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

利用者は暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実がないことを、当法人に対して誓約する。尚、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実には、次の各号に掲げる場合を含むがこれらに限られないものとする。

- (1) 利用者の関係者が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者である。尚、利用者の関係者とは利用者及びその役員もしくはこれに準ずる者、利用者の関連会社、その役員もしくはこれに準ずる者を含むものとする。
- (2) 暴力団等反社会的勢力が利用者の関係者の経営に関与している。
- (3) 利用者の関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持もしくは運営に協力もしくは関与している。
- (4) 利用者の関係者が暴力団等反社会的勢力とともに社会的に批判を受ける事業を営んでいる。

第 22 条（当法人の権利保護）

当法人及び本施設周辺の施設地権者や中央区等と競合する企業等の利用、及び当法人の権限を侵害する恐れがある申入れ等が利用者からあった場合、当法人の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを了承する。

第 23 条（非常時における対応）

- (1) 利用者は、本施設の利用に際して不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認するとともに、作業員等関係者に対して周知徹底すること。
- (2) 地震及び火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は消防署その他の関係諸官庁へ提出した書面に記載された事項を把握しておかなければならない。
- (3) 地震及び火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は自らの責任でこれに従い対処する。また、当法人及び指定業者の指示に従わなければならない。
- (4) 地下歩道、大屋根広場及び福德の森は災害時の帰宅困難者一時待機場所に指定及び使用されることから、地震及び火災その他の非常事態が生じ帰宅困難者一時待

機場所として供用される場合は速やかにイベントを終了し、設置什器、陳列品等を撤去するものとする。

- (5) 前項に定める場合のほか、地震及び火災その他の非常事態が生じ、安全確保のため必要な場合は、当法人及び指定業者は利用者に対して設置什器、陳列品等の移動、撤去等を求めることができる。不在等により利用者が直ちにこれに応じられない場合、当法人及び指定業者は自ら移動、撤去等を行うことができる。
- (6) 前項の移動、撤去等に伴う設置什器、陳列品等の紛失、汚損等の損害について、当法人及び指定業者は一切補償しない。
- (7) 天災地変・テロなどの不可抗力、その他所有者および当法人の責に帰すことができない事由によって、利用者が催事の目的に従って本施設を利用できなくなったとき、本施設予約は当然に終了する。
- (8) 前項の場合、利用者は未払いの利用料金の支払いを要さず、所有者および当法人は利用者より支払われた利用料金をすみやかに利用者へ返還する。但し、この場合の催物の中止に伴う損害について、所有者および運営者は一切補償しない。
- (9) 第7項の場合、利用者は、所有者および当法人に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、来場者およびその他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、所有者および当法人に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。
- (10) 火災警報による音響設備の電源遮断および本施設の機材・設備の故障等により、利用者および来場者の所期の目的が達成されなかった場合であっても、本施設による利用料金の返還以上の損失補償はしない。
- (11) 複数日にわたるイベント開催期間中に非常事態が発生し、会場が利用できなくなった場合は、完了日数ベースで利用料金を日割り精算するものとする。

第24条（提出書類）

当法人が必要と判断した場合は、利用者に対し、会社案内、現在事項証明書、印鑑証明書等、当法人が指示する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならない。

第25条（定めのない事項）

本規約に定めのない事項は、利用者が本施設を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意を持って協議の上円満に解決する。